

独立行政法人製品評価技術基盤機構の
平成14年度の業務運営に関する計画
(年度計画)

独立行政法人 製品評価技術基盤機構

独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの事業年度における業務運営に関する計画は、以下のとおりとする。

・業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置

1．共同研究等外部機関との協力・連携の推進

- (1) バイオテクノロジー分野において、試験研究機関、大学及び民間企業との共同研究によって効率的な業務運営を行うとともに、生物遺伝資源に係る情報の高付加価値化を図る。
- (2) 独立行政法人産業技術総合研究所及び財団法人化学物質評価研究機構と共同し、化学物質のリスク評価及びリスク評価手法の開発プロジェクトとして、共同研究事業を実施する。
- (3) 事業者認定関係業務において、独立行政法人産業技術総合研究所、日本電気計器検定所、財団法人日本品質保証機構等関連機関の専門家を外部審査員として機動的に活用する。
- (4) 標準物質関係業務において、独立行政法人産業技術総合研究所、財団法人化学物質評価研究機構との役割分担の下に相互に連携して効率的な業務運営を行うとともに、平成15年度以降の業務分担について関係機関等と検討を行う。
- (5) 製品安全関係業務において、財団法人製品安全協会、地方自治体の消費生活センター等との協力・連携により迅速かつ効率的に事故情報の収集を行う。
- (6) 標準化関係業務等において、独立行政法人産業技術総合研究所、大学等と適切な役割分担の下に共同研究を行うとともに、同研究所の共同研究施設の活用をすること等により、効率的な業務運営を行う。
- (7) 情報技術（IT）セキュリティ関係業務において、IT製品のセキュリティ評価・認証のための調査及びST^注確認のための調査について情報処理振興事業協会を積極的に活用する。

注：セキュリティ設計仕様のこと。（ST：Security Target）

2．情報化の推進

- (1) 間接事務の軽減化を図るため、財務会計システムと人事・給与システムとの連携する機能を開発するとともに、給与システムについて日額支払機能及び給与特別掛金控除機能追加を行う。また、文書管理システムについて独法等情報公開法へ対応する外部への公開・検索システムを追加する。
- (2) 行政事務及び技術的業務の積極的、機動的かつ効率的な遂行を目的に、経済省と接続中の「METI PC-LANシステム」及び機構独自で導入した「NITEnetシステム」を統合したシステムとして、新たに「NITE-LANシステム」を導入する。
- (3) 事故情報関係の既存の光ファイリングシステム及びサーバ等を、年度内に構築されるNITE-LANに接続するために必要な技術的な検討を行い、接続に着手する。

3．意思決定手続きの簡素化

昨年度に決定、実施した各業務部門の長への権限委譲による責任の明確化と意思決定の簡素化による事務処理体制の実施状況を把握するとともに、組織における定着状況に応じ適宜見直しを行う。

4．機動的内部組織の構築と人員配置の適正化

13年12月末に策定した機構の「業務展開の基本方向」に基づき、業務遂行に最適な内部組織を構築するとともに、業務量に応じた人員配置を図る。

・国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するため
に取るべき措置

A. バイオテクノロジー分野

1. 生物遺伝資源に係る情報等の提供業務

(1) 生物遺伝資源を保存するため、引続き、大学、民間企業等への微生物の収集委託等により約1万5千株の微生物の収集保存を行うほか、ゲノム解析によって作成される微生物由来のDNAクローンの保存を行う。

さらに、平成14年度から新たに研究機関、大学等から微生物等の生物遺伝資源及び国家プロジェクトで得られた生物遺伝資源の寄託の受付を開始する。

また、自ら微生物の探索・分離・同定を行うとともに、培養ブロスの作成にも着手する。

上記のほか、脱硫菌、炭化水素産生菌について、それぞれの生物遺伝資源に適切な高度保存・提供技術の確立に向け着手する。

(2) (1)の生物遺伝資源の収集に関する活動を国際的に展開していくために海外の情報を収集、整理するとともに、新たな国内外の関係機関との恒常的な関係を構築し、生物遺伝資源に関する情報等の収集や交換等を行う。

(3) 生物遺伝資源及び情報を提供するため開発した生物遺伝資源管理システムの基本システムによって、情報のデータベース化、インターネットによる情報提供を行うとともに、引続き生物遺伝資源管理システムの機能拡充を行う。

新たに、生物遺伝資源の安全性に係る情報の収集・整理に着手する。

また、収集した生物遺伝資源の分譲業務を開始する。

2. 生物遺伝資源に係る情報の高付加価値化業務

(1) 生物遺伝資源に関する情報の高付加価値化を図るため、13年度にドラフトシーケンスを終了した糸状菌 (*Aspergillus oryzae*) (3.7 Mbp)、ブレビバチルス属 (*Brevibacillus brevis*) (6.4 Mbp)、表皮ブドウ球菌 (*Staphylococcus haemolyticus*) (2.7 Mbp) について、共同研究の形態により引き続き塩基配列の決定、遺伝子領域の推定等のゲノム解析を実施する(糸状菌は平成17年度中、表皮ブドウ球菌は平成15年度中、ブレビバチルス属は16年度中の解析終了を目標)。

また、14年度から磁性細菌 (*Desulfovibrio magneticus* RS-1) (推定3~4 Mbp) のゲノム解析に着手する。

遺伝子の発現やタンパク質に関する情報を付加させることによる価値の高い情報提供のための準備を行う。

上記のほか、「生物機能を活用した生産プロセスの基盤技術開発」プロジェクトを推進するために必要な評価研究を実施する。

(2) ゲノム解析により取得した遺伝子に関する情報をデータベース化し機構のホームページで公開するほか、インターネットの活用や雑誌、学会等への発表などにより

情報を提供する。このうちデータベースについては、13年度に解析を実施した放線菌（*Streptomyces avermitilis*）について機構のホームページ及びDDBJによりデータ公開を行う。また、13年度に機構のホームページによりデータ公開を行ったコリネ菌（*Corynebacterium efficiens*）について、DDBJによるデータ公開を行う。

- (3)東北支所（宮城県仙台市）においては、平成13年度に構築した外部公開用データベースのバックアップシステムに加え、ゲノム解析データのバックアップシステムの構築に着手する。

3. 遺伝子解析ツールの開発業務

巨大ゲノムの塩基配列確定において困難を極める編集結合作業（アセンブル）の負荷を軽減する遺伝子解析ツールを開発し、例えば13年度にドラフトシーケンスを終了した麹菌などの塩基配列確定に活用する。

B．化学物質管理分野

1．化学物質総合管理情報の整備提供関係業務

(1) 財団法人化学物質評価研究機構等の関係機関の協力を得て収集又は試験により補完した、化学物質の毒性試験データ、分解度試験データ、蓄積性試験データ等の各種ハザードデータの評価、整理を行い、新たに約300件のデータを入力するとともに、現在入力済みのデータについても最新情報を基に随時更新を行い、インターネット等により広く提供を行う。

また、ハザードデータベースの対象とする約5000物質のリストを作成し、既に知られているハザードデータの再整理を行う。

(2) 化学物質のハザードデータ、暴露評価データ、リスク評価データ等の基盤情報と暴露評価手法、リスク評価手法等各種評価手法に係る情報を統合したシステムの設計等を行う。

また、リスク管理の必要性が高く、市場において多量に生産や消費等がされている化学物質について、その分解性等のハザードデータを構造活性相関手法により予測するソフトウェアについて、試験データを用いて検証を行う。

化学物質の物理化学性状データ等の、物質情報等を収集し、化学物質の暴露評価を行うほか、化学物質のリスク評価・管理指針の骨子を作成する。

化学物質リスクコミュニケーション^注情報についても調査・検討を行う。

リスク評価データ蓄積のため、学識経験者、関係業界等が参画するリスク評価管理研究会において、社会的に問題となっている化学物質について検討を行う。

注：化学物質リスクコミュニケーションとは、化学物質などによる環境汚染が、人の健康や生態系へ好ましくない影響を与えるおそれ「環境リスク」について「企業」と「行政」と「住民」が情報を共有し、コミュニケーションを行いながら化学物質のリスクに関する理解を向上し、お互いの信頼関係を構築すること。

(3) 化学物質管理の専門家として、OECDの化学品合同会合等に参加し、国際的整合性を図るためのルール作り等に参加する。

(4) 化学物質ハザードデータベースの周知・活用を推進するため、ユーザーのニーズ等を踏まえ、既存のパンフレットの見直しを行うほか、自治体等からの要望に応じて講師を派遣する化学物質管理に関する説明会、講演会等において紹介する等普及広報活動を積極的に実施する。

2．化学物質審査規制法関連業務

(1) 化学物質審査規制法により届出された新規化学物質のデータベースを維持・管理するとともに、必要に応じてシステムの改良、データの追加等の環境整備を行う。また、届出のあった新規化学物質の審査に必要な各種調査等を行い、関連資料等の作成、整理、提供を行う。

さらに、指定化学物質のうち環境中に排出される可能性の大きいものについて数値モデルプログラムによる環境濃度予測を実施する。

既存化学物質名簿等の国際的整合性を図るため、国際ルールに従った名称（和名、英

名)及び米国化学会が附与している番号を附与し、順次公表する。

製造産業局長が実施するG L P適合試験施設に関する基準適合確認について職員の現地査察への参加等の協力を行う。

化学物質審査規制法の適正な運用担保のため政令指定製品の試買検査等を実施する。

化学物質生産輸入実態調査の支援を行う。

- (2) 国における化学物質の審査・規制に係る国内体制等を支援するために必要な国内外の情報の収集、整理等を行うため、O E C D新規化学物質関係会合等に参加し、新規化学物質の審査等の国際整合性を図るための情報収集等を行う。

3 . 化学物質管理促進法関連業務

- (1) 化学物質排出把握管理促進法における電子計算機システムの運用、維持・管理を行うとともに、届け出られたデータについてはデータの確認及び必要な電子化等を行いファイル記録システムに入力する。

さらに、届出データを集計し、別途提供される裾切り推計及び非点源推計結果を併せ公表用データ等を作成する。届出データの集計が終了するまでに公表用システムの開発を完了する。

インターネットによる届出への対応等のために企業台帳管理システム及び電子届出システムの改良を行う。

また、化学物質排出把握管理促進法に基づき導入されたM S D S制度^注の適正な運用に資するため実態調査等を行う。

注：指定物質及びそれを含有する製品（指定化学物質等）を他の事業者へ譲渡、提供する際に、その指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報（M S D S : Material Safety Data Sheet）の提供を義務づける制度。

- (2) 排出量算出マニュアル等についての事業者等からの照会への対応、自治体等が開催する説明会への講師の派遣等化学物質排出把握管理促進法に係る普及啓発を行うとともに、化学物質総合管理システムによる関連情報提供等により事業者の自主管理の支援を行う。

- (3) 国における化学物質管理に係る国内制度の企画立案を支援するために必要な国内外の情報の収集、整理等を行うため、O E C DにおけるP R T R排出量算出技術タスクフォースに参加し排出量算出方法等の国際整合性を図るための情報収集等を行う。

4 . 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律関係業務

- (1) 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（以下「化学兵器禁止法」という。）第30条第5項に基づく国際機関による検査等の立会い業務（オンサイト分析を含む）については、同条第6項に基づく経済産業大臣の指示に従って適確に実施し、その結果を速やかに経済産業大臣に報告する。

- (2) 化学兵器禁止法第33条第4項に基づく立入検査等については、同条第5項に基づく経済産業大臣の指示に従って適確に実施し、その結果を速やかに経済産業大臣

に報告する。

- (3) 上記の立会い業務及び立入検査等業務を適確に実施するため、以下の措置を講ずる。

化学兵器禁止法に規定された特定物質、指定物質及びこれらの関連物質の分析能力の向上を行うため、化学兵器関連物質の分析経験のある国内の分析機関と合同で分析実験を行うとともに、立会い現場における分析対応を確実にするために必要に応じて立会対象事業者等の現場における模擬分析を実施する。

国際機関による検査等の対象事業所のうち、約10事業所に対し実態調査を行う。国際合意形成への貢献と分析方法の整合性確保のため、OPCWにおける分析方法、査察に必要な装備等に関する会合、OPCW等が実施する研修に参加する。

C. 適合性評価分野

1. 工業標準化法に基づく試験事業者認定関係業務（JNL A）

- (1) 試験事業者の認定を迅速かつ効率的に実施するため、評定委員会を適時開催するとともに、試験事業者の認定申請を一層容易にするため、共通分野に係る不確かさガイダンス文書を適宜更新し、公表する。

また、認定制度実施に係る説明会を開催し、申請者の利便性及び認定処理の効率化を図る。

- (2) 審査資格を有する職員の増強を図るため、資格取得に係る講習会、教育訓練等を他の認定プログラムと共同で少なくとも年2回実施する。

- (3) 工業標準化法の遵守状況を確認するため同法に基づく立入検査を実施する。

A P L A C（アジア太平洋試験所認定協力機構）及びI L A C（国際試験所認定協力機構）の相互承認（M R A）の条件を維持するため、相互承認を要望する全ての認定事業者に対してJ I S Q 17025を用いてサーベイランス^{注1}を実施し、評価する。

また、サーベイランス実施等現地において技能試験が可能なものを除き、全ての分野^{注2}の技能試験を実施する。技能試験の実施に際し、韓国産業資源部、A P L A C等から要請があった場合には、国外の試験事業者の参加を含め技能試験を実施する。

さらに、外部実施の技能試験の利用等について検討を行う。

注1：認定後、4年ごとに実施する全要求事項についての検査及びその間に実施する部分的な検査をさす。

注2：金属分野、繊維製品分野、給水関連器具分野、化学品分野、電気製品分野、建築材料分野、生活用品分野の7分野。

- (4) I L A Cについては、総会に参加するとともに、認定政策委員会、M R A評議会、技術問題事項委員会の各委員会に委員として参加する。

また、A P L A Cについては、総会に参加するとともに、理事会、M R A理事会、技術委員会等の委員会に委員として参加する。

さらに、A P L A C及びI L A CのM R A評価が実施される場合には、職員をM R A評価員として派遣する。

- (5) 我が国の認定機関間の連絡会を開催し、内外の認定機関情報の共有、評価技術の向上、国際貢献のための相互支援を図る。

2. 計量法に基づく校正事業者認定関係業務（J C S S）

- (1) 校正事業者の認定を迅速に実施するため、評定委員会を適時開催するとともに、校正事業者の認定申請を一層容易にするため、昨年度に引き続き長さや電気等に係る測定機器毎の不確かさガイダンス文書を作成し、公表する。

また、新たに硬さの測定機器毎の不確かさガイダンス文書を作成し、公表する。

さらに、認定制度実施に係る説明会を開催し、申請者の利便性及び認定処理の効率化を図る。

- (2) 審査資格を有する職員の増強を図るため、資格取得に係る講習会、教育訓練等を

他の認定プログラムと共同で少なくとも年2回実施する。(再掲)

(3) 計量法の遵守状況を確認するため同法に基づく立入検査を実施する。

A P L A C (アジア太平洋試験所認定協力機構)及びI L A C (国際試験所認定協力機構)の相互承認(M R A)の条件を維持するため、相互承認を要望する全ての認定事業者に対してJ I S Q 1 7 0 2 5を用いてサーベイランスを実施し、評価する。

また、必要に応じて持ち回り比較等による技能試験を実施する。

さらに、韓国産業資源部からの協力要請に基づき、同国産業資源部技術標準院との技能試験技術協力に係る協議を実施する。

(4) I L A Cについては、総会に参加するとともに、M R A評議会、技術問題事項委員会の各委員会に委員として参加する。

また、A P L A Cについては、総会に参加するとともに、M R A評議会、技術委員会の各委員会に委員として参加する。

さらに、A P L A C及びI L A CのM R A評価が実施される場合には、M R A評価員を派遣する。

(5) 我が国の認定機関間の連絡会を開催し、内外の認定機関情報の共有、評価技術の向上、国際貢献のための相互支援を図る。(再掲)

3. ダイオキシン類等極微量分析証明事業者等認定関係業務

(1) J C S S及びJ N L Aの認定手法を参考に策定したM L A P認定システムに基づき、特定計量証明事業を行う者(特定計量証明事業者)の認定を円滑に実施する。

(2) 証明事業者の認定申請を一層容易にするため、審査基準の解説等の文書を作成するとともに既公表文書について適宜見直しを行う。

また、認定申請の手続等を広く周知するためホームページの充実を図るとともに、認定制度実施に係る説明会を開催し、申請者の利便性及び認定処理の効率化を図る。

(3) 品質システムの審査にJ N L A及びJ C S Sの審査資格を有する職員を活用するとともに、審査資格を有する職員の増強を図るため、資格取得に係る講習会、教育訓練等を他の認定プログラムと共同で少なくとも年2回実施する。

(4) 計量法に基づく特定計量証明事業者に対する立入検査について経済産業大臣の指示があった場合には、当該指示に従って検査してその結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

また、特定計量証明事業者の分析技術を確認するための技能試験を適切に実施するために独立行政法人産業技術総合研究所との連携を図り、技能試験手順書、指示書等の文書を作成し技能試験実施の準備を行う。

さらに、必要に応じて特定計量証明事業者の品質システムの状況を確認するための調査を行う。

4. 標準物質関係業務

(1)既に機構が保有している標準物質を調製するための基準物質64物質(無機39物

質、有機 25 物質)のほか新たに告示されるものについて適切に保管するとともに、有機基準物質について年 1 回長期保存安定性の確認を行う。

(2) 前年度に引き続き、保存安定性の確認において基準物質に経時変化が認められた場合には、その都度基準物質を創製し値付けを行う。

(3) 計量法 135 条第 2 項に基づく経済産業大臣の公示により、機構が校正機関とされた場合には、依頼に応じて当該標準物質の値付けを行う。

(4) 標準物質総合情報システムの適切な運用管理を行うとともに、関係機関に 3 回以上の調査を行って迅速な情報の更新及び公開を行う。

また、新たな情報の登録は、外部有識者を含む委員会の意見を踏まえて行う。

(5) COMAR^注の運営の国内事務局として、登録基準に適合した国内標準物質を中央事務局に申請するとともに、国際標準物質情報を広く提供する。

また、COMAR 運営会議に運営委員として参画し、国内の意見を運営に反映させる。

注：COMARとは、標準物質を登録した「国際的なデータベース」をいう。

5. 製品安全 4 法^注等法律で規定された適合性評価機関の認定関係業務

(1) 製品安全 4 法等に基づく検査機関認定(承認)等のための調査は、適合性検査の業務を適確かつ円滑に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力を有するかを調査してその結果を速やかに経済産業大臣に報告する。

(2) 製品安全 4 法に基づく認定(承認)検査機関等に対する立入検査は、経済産業大臣からの指示があった場合には、検査機関等の業務の状況等を検査してその結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

また、特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に係る法律に基づく認定適合性評価機関及び指定調査機関に対する立入検査は、経済産業大臣からの指示があった場合には、評価機関等の業務の状況等を検査してその結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

注：製品安全 4 法は、消費生活用製品安全法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、ガス事業法、電気用品安全法を言う。(以下同じ)

6. 工業標準化法(J N L A を除く。) 家庭用品品質表示法及び計量法(J C S S を除く。)に基づく立入検査関係業務

(1) 工業標準化法に基づく認定製造(加工)業者、指定(承認)認定機関及び指定(承認)検査機関に対する立入検査は、同法第 69 条の 4 第 3 項に基づく経済産業大臣の指示に従って製造業者等の品質管理、技術的生産条件等及び認定機関等の業務の状況等を検査してその結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

(2) 家庭用品品質表示法に基づく立入検査は、同法第 19 条第 4 項に基づく経済産業大臣の指示に従って同法の遵守状況を検査してその結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

- (3) 計量法に基づく届出製造事業者等に対する立入検査は、同法168条の6第2項に基づく経済産業大臣からの指示に従って工場等を検査してその結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

7. 国際提携関係業務

オーストラリア政府との口上書に基づく同国向け自動車及びその部品製造事業者に対する生産適合検査(COP)及びその試験施設検査(TFI)は、オーストラリア自動車設計基準(ADR)に照らして計画的に実施しその結果をオーストラリア政府に報告する。

D.人間生活福祉分野

1.人間特性計測関係業務

(1)基本動態計測手法については、委員会形式により、外部有識者の意見を踏まえて、上肢、下肢に関わる動作等からニーズの多い特性として14年度に2テーマを選定し、開発を進める。

開発にあたっては、計測手法ごとに各世代の生活者の検証データを取り、適用範囲の広い計測手法となるように配慮する。また、手法が確立したものについては、インターネット等により広く公開する。

(2)基本動態特性に係る簡易計測手法を用い、平成13年度に引き続き、高齢者等の基本動態特性18項目及び基本身体寸法14項目についてデータを収集する。データの収集に際して、14年度は年齢に考慮した各世代の必要なデータを、全国4カ所の都市で各世代の生活者を対象として取得する。

また、高齢者に配慮すべき特性情報をインターネット等により広く公開する。

2.福祉用具評価関係業務

(1)福祉用具等の評価手法の開発の継続を予定していたテーマ「床ずれ予防用品の体圧分散性能評価」については、本年度中に評価手法を開発する。

(2)また、13年度に着手した以下の4テーマについては、評価手法の開発を継続する。

- ・立ち上がり補助いすの工学的安全性評価(13年度テーマ名:昇降いすの工学的安全性評価)
- ・立ち上がり補助いすの立ち上がり易さの評価(13年度テーマ名:昇降いすの立ち上がり易さの評価)
- ・段差解消用スロープの工学的安全性評価
- ・報知光の視認性評価

(3)さらに、2つ以上のテーマについて外部有識者で構成する福祉用具・共用品評価検討委員会の意見を踏まえて評価手法の開発に着手する。

3.製品安全関係業務

(1)事故情報については、財団法人製品安全協会、地方自治体の消費生活センター等関係機関との協力・連携により、約1,000件の情報を迅速かつ積極的に収集する。

(2)収集した製品事故情報のうち、事故の再発・未然防止のため必要な案件について、事故原因究明テストを実施する。

また、事故情報の動向を調査し、早急に原因究明手法等が必要な事例を選定し、原因究明手法の開発等を行うことによって原因究明の精度向上を図る。

(3)収集した事故情報に対して、外部有識者、専門技術者の意見を踏まえた事故発生原因の技術解析を行うため、事故原因技術解析ワーキンググループ及び事故動向等解析専門委員会を年4回開催する。

- (4) 技術解析を行った事故情報は、インターネットを通じて公表するほか、年度報告書を作成し関係者に提供する。
- (5) 市場モニタリングテストは、企業、消費者等からの事故情報又は苦情情報の動向等から安全性又は品質性能に問題があると認められる製品を試買して行うほか、行政ニーズを踏まえ消費者保護関連法令の遵守状況の把握等のために適切かつ迅速に実施する。

これらのテスト関連情報は、その目的に沿って消費者ニーズ及び行政ニーズに基づき、原則公開する。
- (6) 製品安全 4 法に基づく製造事業者等への立入検査は、経済産業大臣の指示に従って製造工程、品質管理状況等を検査してその結果を経済産業大臣に速やかに報告する。
- (7) 天災その他の事由により認定（承認）検査機関が製品安全 4 法に定める適合性検査を実施できなくなった場合において、経済産業大臣の指示に基づき機構が当該検査を適確に実施できるよう既存技術を維持する。

4．鉱山保安法に基づく検定関係業務

鉱山で使用する機械、器具等坑内用品に係る検定を鉱山坑内用品検定規則に従い、迅速かつ効率的に実施する。

5．講習関係業務

(1) 電気工事士法に基づく講習関係業務

電気工事士法に基づく定期講習を適確に実施する。

(2) 特定ガス消費機器の監督に関する法律に基づく講習関係業務

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に基づく資格講習、認定講習及び再講習を適確に実施する。

E . その他の業務

1 . 標準化関係業務

- (1) 標準化に向けた調査研究は、原則として筑波技術センターを活用することとし、以下のテーマについて独立行政法人産業技術総合研究所、大学又は産業界等との共同研究や協力連携により実施する。
- ・高分子材料の破壊挙動判別手法の標準化
 - ・繊維製品中の染料によるアレルギー性接触皮膚炎の原因物質分析方法の標準化
 - ・電波吸収材料の電波吸収特性の試験評価方法の標準化
 - ・金属系材料の腐食・疲労試験法の標準化
 - ・高周波領域の基準聴覚特性の標準化
 - ・有効視野と視認性評価方法の標準化
 - ・生体親和性インプラント材料のテクノロジーアセスメント技術の開発
 - ・ホルムアルデヒド等測定方法の調査及び検討
- (2) 昨年度までに実施した調査研究により得られた試験評価方法等の成果を基に、国家標準（JIS）案又は標準情報（TR）案を作成し、3件以上を提案する。
- (3) これまで得られた専門的知見を基に国際標準化機構（ISO）等の各種委員会に積極的に参画し、国際標準化活動を推進する。

2 . 情報技術（IT）セキュリティ関係業務

- (1) 国際基準・指針に整合するように構築されたITセキュリティ評価プログラムを運営するとともに適宜見直しを行い、必要に応じて品質システム文書を改訂する。
- (2) IT製品のセキュリティ評価・認証及びST確認に際しては、必要に応じてITセキュリティに関する外部専門家を機動的に活用するとともに、認証のための評価について情報処理振興事業協会を積極的に活用する。
- (3) コモンクライテリアに係る認証機関の全ての関係者が参加する国際コモンクライテリア会議（ICCC）^{注1}、コモンクライテリア承認アレンジメント（CCRA）^{注2}に係る管理委員会及び関連会合に委員として参加し、平成15年度にCCRAの供給署名者として加盟するための情報収集等を行う。

注1：ICCC（国際コモンクライテリア会議）とは、CCRA（コモンクライテリア承認アレンジメント）に加盟する認証機関が主催する議題をコモンクライテリアに限定した国際会議。

注2：CCRA（コモンクライテリア承認アレンジメント）とは、1998年10月、米英仏独加によって合意された相互承認アレンジメントであり、国際基準に基づいてセキュリティ評価されたIT製品の評価結果を認証し、貿易上の障害の排除を図るもの。

3 . 依頼試験評価業務

- (1) 容量分析用標準物質の依頼検査

依頼に応じて日本工業規格（JIS K 8005）に規定する容量分析用標準物質の検査を実施する。また、検査に必要な基準物質については、精密電量滴定等によ

り純度の再設定のための試験を実施し、基準物質の値付けを行う。

注：JIS K 8005において容量分析用標準物質の検査は、機構が保有する基準物質を用いて行うこととされている。

(2) 登山用ロープの依頼試験

依頼に応じて消費生活用製品安全法に規定する適合性検査に係る登山用ロープの試験を実施する。

注：登山用ロープは、消費生活用製品安全法の特定製品として販売するに際し事業者による基準適合が義務づけられているが、民間において基準適合を確認するための試験設備がないため、機構が民間からの依頼試験として実施するもの。

F．その他業務運営に関する計画

1．独立行政法人産業技術総合研究所との共同事業

標準化関係業務等に関して筑波技術センターにおいて独立行政法人産業技術総合研究所との共同研究・共同事業を行う。

2．試験等の評価結果の信頼性確保

人間生活福祉分野における試験業務について、前年度に策定した整備スケジュールに従って、選定した対象業務ごとにJIS Q 17025への適合を図る作業を逐次進行させる。

3．人材育成の推進

職員の技術能力の向上のため、適合性評価分野等に係る内部教育訓練を積極的に実施するほか、管理職、中堅係員等を対象とした階層別研修を行う。

また昨年度より創設、実施している海外留学制度を活用し、職員に専門的かつ高い学術的な知識を習得させる。

さらに、職員の専門的技術の取得・向上のため、国際機関や外部専門機関の行う研修に積極的に参加するとともに、独立行政法人産業技術総合研究所、大学等の試験研究機関への職員派遣を行う。

4．情報セキュリティの確保

機構が保有する情報資産のセキュリティの確保を推進するため、平成13年度に引き続き、情報システムの環境の整備及び運用・管理の充実、職員の教育訓練等必要な対策を講ずる。

． 予算、収支計画及び資金計画

1． 予算

平成14年度予算

(単位：千円)

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	7,720,484
施設費補助金	22,993
受託収入	823,910
うち国からの受託収入	523,910
うちその他からの受託収入	300,000
講習関係収入	411,436
その他収入	70,753
計	9,049,576
支出	
業務経費	2,905,665
施設整備費	22,993
受託経費	823,910
講習関係経費	660,331
一般管理費	4,885,572
計	9,298,471
翌年度への繰越金	248,895

2 . 収支計画

平成 1 4 年度収支計画

(単位 : 千円)

区 別	金 額
費用の部	1 0 , 0 4 5 , 6 9 1
經常費用	1 0 , 0 4 5 , 6 9 1
業務経費	2 , 4 1 5 , 9 6 4
受託経費	8 2 3 , 9 1 0
講習関係経費	6 6 0 , 3 3 1
一般管理費	4 , 8 8 5 , 5 7 2
減価償却費	1 , 2 5 9 , 9 1 4
財務費用 (利息)	0
臨時損失	0
収益の部	9 , 7 9 6 , 7 9 6
運営費交付金収益	7 , 2 3 0 , 7 8 3
受託収入	8 2 3 , 9 1 0
講習関係収入	4 1 1 , 4 3 6
手数料収入	7 0 , 7 5 3
資産見返負債戻入	1 , 2 5 9 , 9 1 4
寄附金収益	0
臨時利益	0
純利益	2 4 8 , 8 9 5
目的積立金取崩額	0
総利益	2 4 8 , 8 9 5

3. 資金計画

平成14年度資金計画

(単位：千円)

区 別	金 額
資金支出	9,049,576
業務活動による支出	8,785,777
投資活動による支出	512,694
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	248,895
資金収入	9,049,576
業務活動による収入	9,026,583
運営費交付金による収入	7,720,484
受託収入	823,910
講習関係収入	411,436
その他の収入	70,753
投資活動による収入	22,993
施設費による収入	22,993
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	0